

伝建地区における補助金・税の減免について

伝建地区において、修理基準・修景基準に基づいて建造物の修理・修景を行う場合、必要な経費の一部を補助します。また、主に伝統的建造物に関して、税の減免措置が図られます。

■補助金

建物種別		補助金	補助対象経費
伝統的建造物	補助率	8/10	修理基準に基づいて外観の現状維持・復原やそれにとまう構造補強に要する経費
	上限額	1500万円	
伝統的建造物以外の建造物	補助率	7/10	修景基準に基づいて、外観の整備に要する経費
	上限額	700万円	

■税の減免

建物種別		相続税(国税)	固定資産税・都市計画税(市税)
伝統的建造物	建物	財産評価額の3/10を控除	非課税
	土地	財産評価額の3/10を控除	税額の1/2を軽減
伝統的建造物以外の建造物	建物	—	—
	土地	—	税額の1/5を軽減

建築行為等を行う場合は許可申請・届出の手続きが必要となりますのでご注意ください。

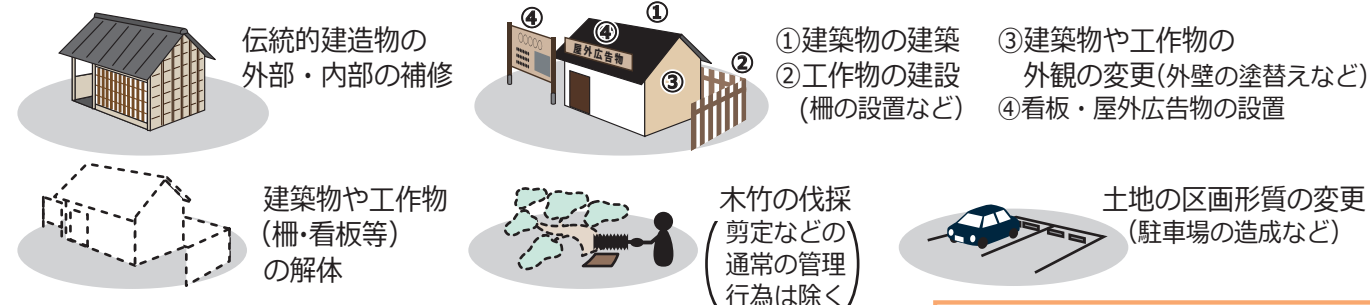
地区内のすべての建築物・工作物に関して、建築行為等を行う場合、建築確認とは別に許可申請・届出の手続きが必要となります。また、市への許可申請・届出の前に**有松町並み相談会での事前相談**を行ってください。事前相談・協議は期間を要するため、工事や看板の設置等をお考えの方は、お早目にご相談ください。

事前相談の目安

住宅の新築は工事着手の6ヶ月以上前、看板は設置の2ヶ月以上前

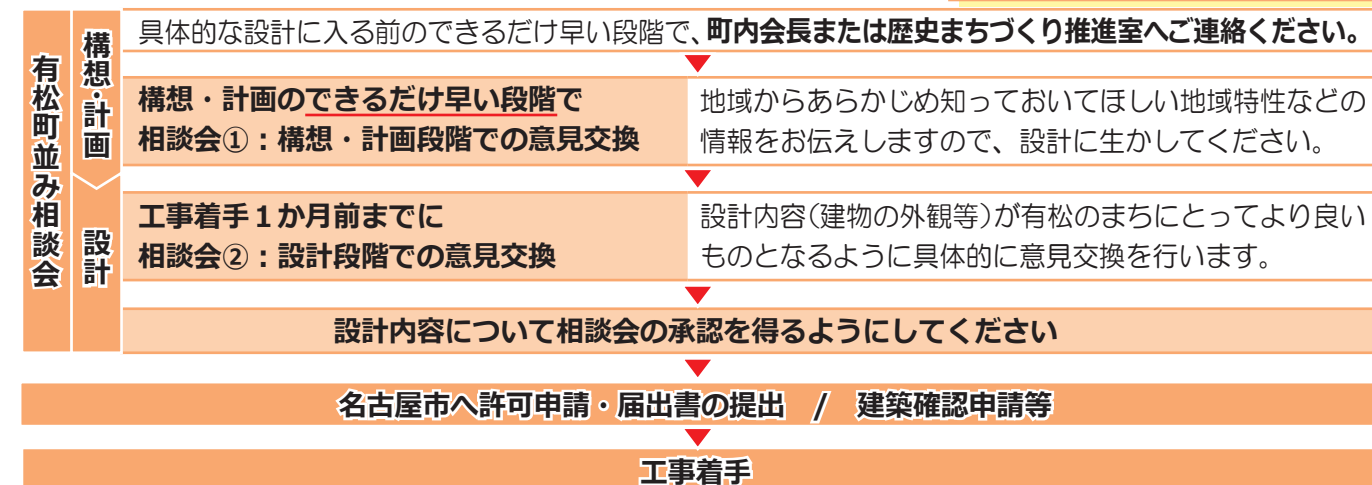


事前相談・許可申請・届出の対象となる建築行為等の例



事前相談・許可申請・届出の流れ

手続きの流れ・必要書類等の詳細は歴史まちづくり推進室まで



伝建地区・町並み保存地区に関するご意見やご質問は、歴史まちづくり推進室にお寄せください

名古屋市 観光文化交流局 歴史まちづくり推進室

TEL : 052-972-2782 FAX : 052-972-4128 E-mail : a2782@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

保存版

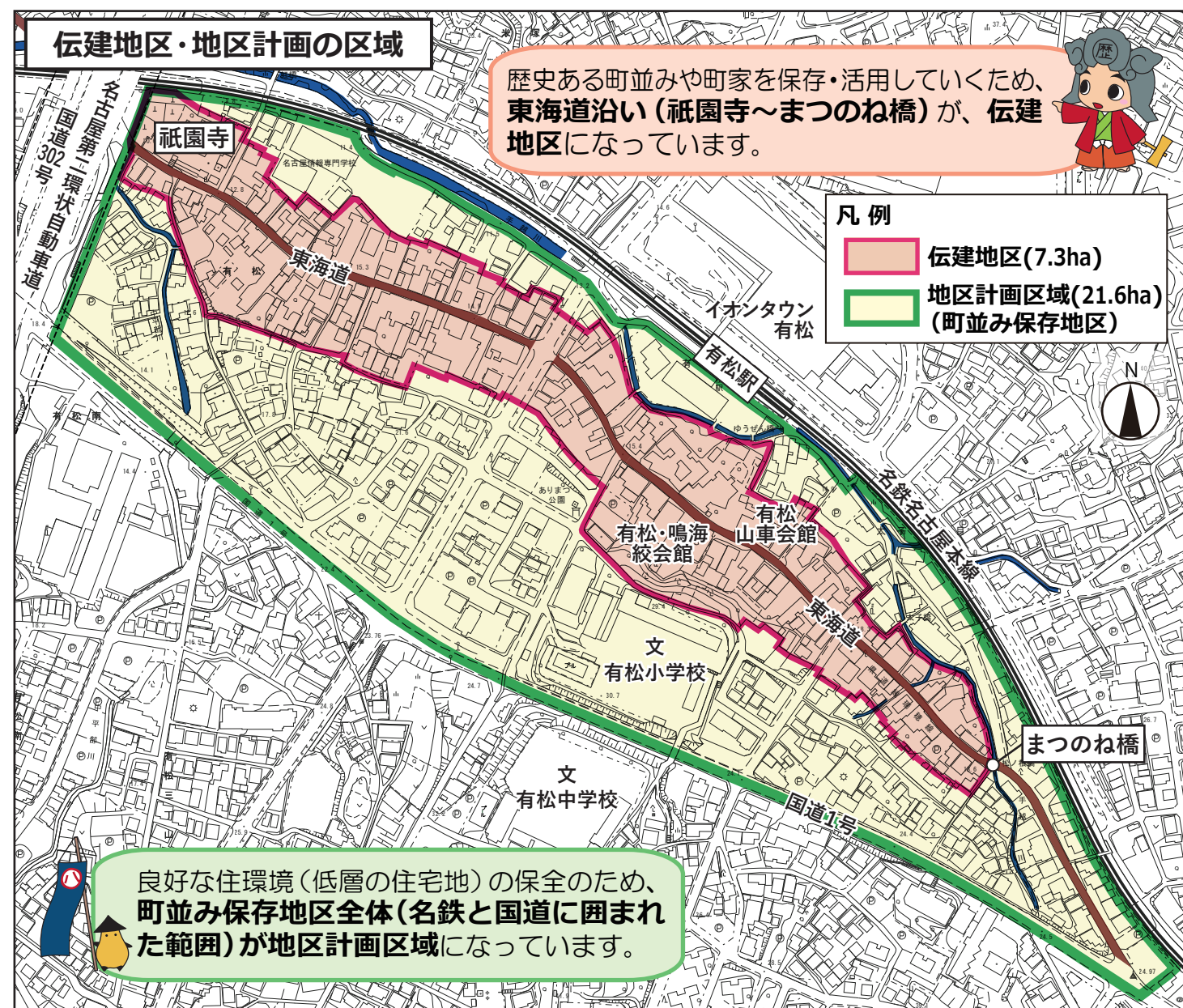


有松の歴史を活かしたまちづくり ～ 活気ある東海道 と 住み続けられる環境 の両立をめざして ～

東海道沿い：伝建地区

町並み保存地区：地区計画区域

有松の歴史的町並みと良好な住環境を継承していくため、平成28年2月29日、有松の東海道沿いに伝建地区、町並み保存地区全体に地区計画を決定しました。なお、同年7月25日には、国により有松伝統的建造物群保存地区(伝建地区)が「重要伝統的建造物群保存地区(重伝建)」に選定されました。



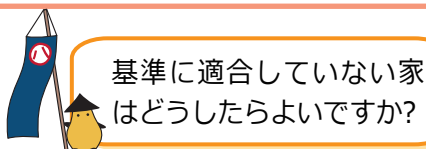


江戸時代から継承される町並み・町家を活かしたまちづくりに取り組みます。



伝建地区制度とは？(伝統的建造物群保存地区)

- 文化財保護法に基づき、住民と行政が一体となって町並みの保存・形成に取り組む制度で、有松の歴史的町並みの特性をふまえ、**建物の外観の基準を定めます。**
- 建築行為等が許可制となり、確実に町並みを保存・形成していきます。**
※伝建地区内の全ての建物が対象となります。
- 建物の修理や修景に要する費用の補助**や、税の減免等の支援策を講じます。
※国の選定を受け、重伝建（重要伝統的建造物群保存地区）となると、国から財政支援等が図られます。

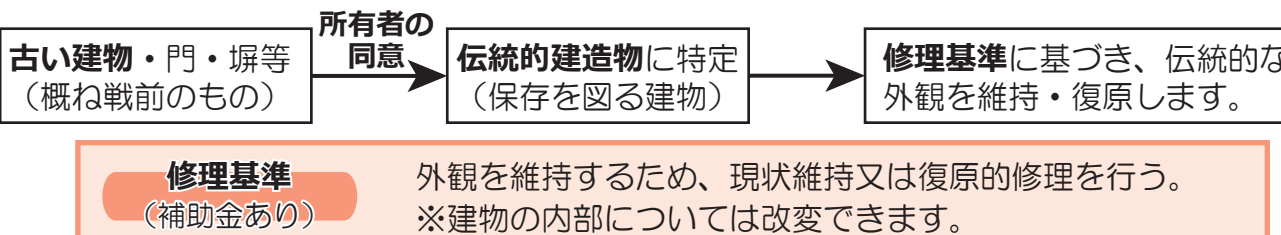


基準に適合していない家はどうしたらよいですか？

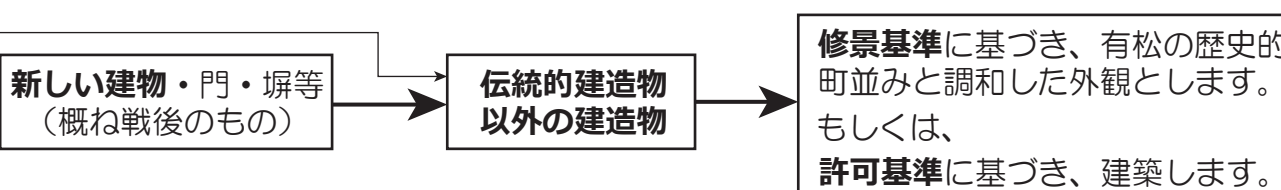
すぐに基準に適合させる必要はありません。建て替えなどの際に適合するよう改善してください。



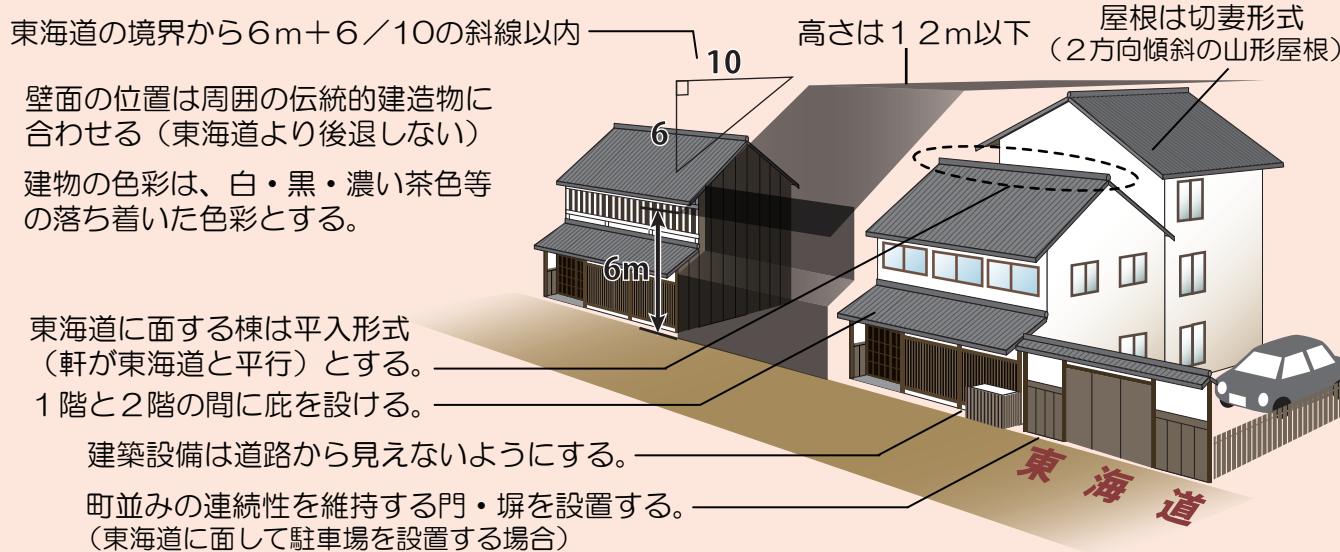
「伝統的建造物」に適用する「修理基準」



「伝統的建造物以外の建造物」に適用する「修景基準」「許可基準」



許可基準 (補助金なし) ※伝建地区内の全ての建物が守る基準です。

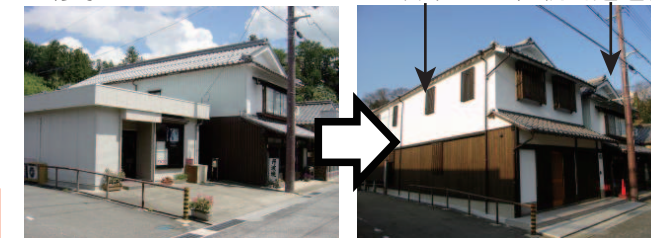


《修理のイメージ》



伝統的な外観を復原した事例
(看板の撤去、木製建具への変更など)

《修景のイメージ》



隣の伝統的建造物と調和した外観の建物を新築した事例

修景基準 (補助金あり)

- 木造とし、2階建て以下とする。
- 屋根はいぶし瓦の棧瓦葺とし、勾配は周囲の伝統的建造物と調和させる。
- 軒や庇の出幅・高さは、周囲の伝統的建造物と調和させる。
- 外壁の仕上げは、しっくい塗り、板張り、などの伝統的な意匠を用いる。
- 窓や出入口は、木製格子、虫籠窓などの伝統的な意匠を用い、建具は木製とする。
- 門・塀は、しっくい塗り、板張り、瓦屋根などの伝統的な意匠を用いる。



地区計画制度とは？

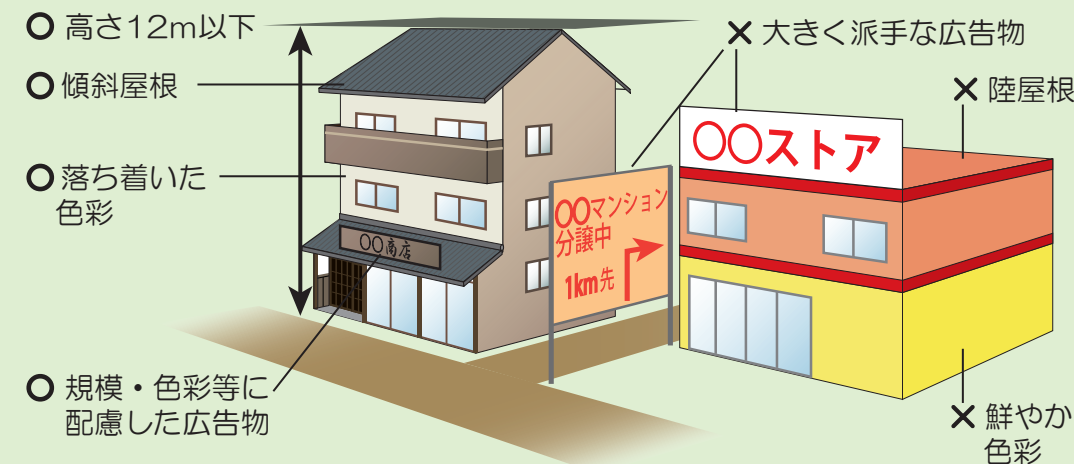
- 都市計画法に基づき、地区にふさわしい**建物の高さや外観などの基準を定め、建築規制として守っていく制度**です。

地区計画の基準 (補助金なし) ※地区計画区域内の全ての建物が守る基準です。

- 高さは、12m以下とする。
(小学校等は除く 駅前は20m以下とする)
- 外壁は、道路境界より30cm以上後退する。
(区画整理区域に限る 東海道は除く)
- マージャン屋・ぱちんこ屋等は禁止。

※建築確認の対象となります。

- 屋根の形状は、伝統的な形式に調和したものとする。
- 外壁及び屋根の色彩は、落ち着いた色調とする。
- 広告物は町並み景観に調和したものとする。



伝統的建造物に特定されている家を壊して新築することはできますか。

有松の町並みの中でも文化財として価値の高い建物なので、壊さずに使い続けてください。修理するには、補助制度を活用していただくことができます。



看板を設置する予定ですが、手続きは必要ですか。

看板を設置する場合も、許可申請・届出が必要となります。建築物や工作物(看板・柵など)の工事をお考えの方は、まずは、歴史まちづくり推進室までご連絡ください。

